

次世代の育成と 活躍できる社会の形成に向けて

平成24年4月9日
厚生労働大臣 小宮山洋子

1. 子ども・子育て

- 平成23年4月1日現在の待機児童数は2万5,556人(被災8市町除く)。女性の就労を促進するとともに、能力を発揮する機会を増加させるためには、待機児童の解消が重要な課題。
- 今後、待機児童の解消や質の高い学校教育・保育の一体的提供等、子ども・子育て家庭を社会全体で支援する「子ども・子育て新システム」の実現をめざす。

待機児童解消への取組

I 「子ども・子育てビジョン」の推進

「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月閣議決定)で掲げた目標の達成に向け、毎年着実に保育等の定員を増加させる。

- ・ 平日昼間の保育利用児童数 H24年度 225万人 → H29年度末 265万人
- ・ 満3歳未満児の保育所利用率 H24年度 27% → H29年度末 44%
- ・ 放課後児童クラブの利用児童数 H24年度 83万人 → H29年度末 129万人

II 「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の推進

平成23年度から、潜在的な保育需要も考慮して待機児童解消を積極的に進めるため、家庭的保育(保育ママ)や一定の基準を満たした認可外保育施設の施設設備整備費や運営費に対する助成等を実施。

※その他、病院や介護施設を含め、事業所内保育施設の整備・運営に対する助成を実施

「子ども・子育て新システム」の推進(通常国会に法案提出)

- 1 保育所と幼稚園の良さを合わせ持つ「総合こども園」の創設、移行の促進
- 2 こども園を中心に、小規模保育、保育ママなど多様な保育の充実により、質を保ちながら、保育を量的に拡大
- 3 延長保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブ、一時預かり等の拡充

→ 全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、保育の量的拡充に加え、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、家庭における養育支援の充実を図る。

2. 女性の就労促進

- 急速に少子高齢化が進展し、労働力人口が本格的に減少していく中、女性が就業意欲を失うことなく、その能力を伸張・発揮できる環境を整備することが重要な課題。
- 男女労働者の間に事実上生じている格差を解消するポジティブ・アクションを強力に推進していく必要がある。

女性の活躍促進施策

I 男女雇用機会均等対策の推進

- 1 男女雇用機会均等法の履行確保の徹底
- 2 ポジティブ・アクションの周知・啓発、ノウハウ提供
 - ・厚生労働大臣や労働局長による企業表彰の実施
 - ・ポジティブ・アクションに関する総合的な情報提供(ポジティブ・アクション情報ポータルサイト)
 - ・使用者団体・業種団体、労働組合と連携し、男女間格差の状況やその要因の「見える化」を図るための業種別支援ツールの作成・普及
 - ・若い女性が将来のビジョンを描けるようメンター制度やロールモデル導入のための研究会の開催や導入マニュアルの作成等

II 仕事と家庭の両立支援対策の推進

- 1 短時間勤務制度の義務化などを盛り込んだ改正育児・介護休業法の周知・徹底
- 2 仕事と家庭の両立を実現するための企業等に対する支援(ベストプラクティスの普及等)
- 3 イクメンプロジェクト等夫婦で協力して子育てをする社会的気運の醸成

III 女性の就業希望の実現

マザーズハローワーク等で子育てをしながら就職を希望している人に対するきめ細かな再就職支援の実施

女性の就業継続を図るためワーク・ライフ・バランスへの取組促進を図るとともに、企業の男女間格差の「見える化」を進め、情報提供や企業労使によるポジティブ・アクションの取組を推進する。

3. 若年者雇用対策

若年者雇用の現状

- 新卒者の就職環境は非常に厳しい。平成23年3月卒の大卒者の内定率は91.0%(過去最低)、大学等の未就職卒業者数も急増（平成21年8万人→平成22年10.7万人→23年10.7万人）。
- 平成24年3月卒の新卒者の内定状況は改善しているものの、依然として厳しい。
 - 新規大卒者（2月1日現在）：就職内定率 80.5%（前年同期差3.1ポイント増） 就職内定者数 32万7千人（前年同期比6.5%増）
 - 新規高卒者（1月末現在）：就職内定率 86.4%（前年同期差2.9ポイント増） 就職内定者数 14万3千人（前年同期比4.8%増）
- いわゆる「フリーター」の数は、217万人(平成15年)をピークに5年連続で減少したものの、平成21年から増加に転じた。
（平成23年は176万人と、前年差2万人増（被災地を除く））
- いわゆる「ニート」の数は、平成14年以降60万人台で推移。（平成23年は60万人）



【新卒応援ハローワークでの求人検索・職業相談】



【東京新卒応援ハローワーク移転開所式
（津田厚生労働大臣政務官による祝辞）】



ハローワークに設置された
フリーター向けの窓口



【就職面接会の様子】

若年者雇用に対する主な取組

- 学校等との連携の下、「ジョブサポーター」によるきめ細かな支援（ジョブサポーター配置人数：2,003人（23年度当初）→2,103人（23年度1次補正）→2,203人（23年度3次補正）→2,300人（24年度予算案））
【実績】就職決定者数：22年度（22年9月～23年3月末）59,903人、平成23年度（23年4月～24年2月末）139,100人
- 文部科学省、厚生労働省、経済産業省が連携し、「卒業前最後の集中支援2012」（個別支援の徹底や就職面接会の開催）を実施。
- 企業における3ヶ月の施行雇用を行う「トライアル雇用」を活用し、正社員化を推進。
- ジョブ・カードを活用した支援による正社員としての就職の促進。
- 高校中退者等を対象とした訪問支援（アウトリーチ）。

【ジョブサポーターと学生の出張相談】



課題と方向性

I 学校から職場への円滑な移行

1 新卒者に対する就職支援

- ・学校から職場への円滑な移行を促進するため、大企業だけでなく採用意欲の高い中小企業とのマッチングを進めることが必要。
- ・また、学校だけでなく、国が責任をもってすべての未内定者や未就職者の就職支援を強力に進めることが必要。

2 キャリア教育の推進

- ・学校から職場へ円滑に移行するため、在学中から職業意識を涵養したり、仕事や企業、特に採用意欲の高い中小企業への関心を高めることが必要。
- ・このような観点から学生・生徒に対してキャリア教育を行うことができる専門人材の育成が必要。

3 中退者等に対する就職支援

- ・アウトリーチ(訪問支援)を強力に進めるとともに、地域若者サポートステーション(以下「サポステ」という。)の実施体制の強化、学校とハローワークやサポステとの連携が必要。

II 若者のキャリア・アップ

1 若年在職者等の人材育成の推進

- ・若者は日本の将来の社会、経済の担い手であり、社会保障の基盤や産業の発展のため、若年在職者等の人材育成が必要。特に、非正規雇用の若者はキャリア形成の機会が不十分であるため、その職業能力の開発への支援が必要。

2 フリーター等の正社員転換の促進

- ・非正規雇用については、雇用の安定、経済的自立、キャリア形成機会の観点から問題が指摘されている。
- ・このため、正規雇用を希望する若者がその希望を実現できるよう、正社員転換を強力に進めることが必要。

(参考)「日本再生の基本戦略」を受けて策定された「望ましい働き方ビジョン」(非正規雇用のビジョンに関する懇談会で3月27日にとりまとめ。座長:樋口美雄慶応義塾大学商学部長)では、非正規雇用対策での若年者雇用対策の位置づけを明確化している。

「望ましい働き方ビジョン」の概要

～非正規雇用問題に総合的に対応し、労働者が希望する社会全体にとって望ましい働き方を実現する～

- 非正規雇用で働く労働者の雇用の安定や処遇の改善に向け、公正な待遇の確保に必要な施策の方向性を理念として示す。
- 有期労働契約法制等の議論の成果を盛り込みつつ、非正規雇用全体に共通する施策の方向性を示すことにより、将来的な取組みの指針とする(※本ビジョンでは、パート・アルバイト、契約社員、嘱託、派遣労働者等の名称を問わず、広く「非正規雇用」を対象)

非正規雇用共通の課題

- ①雇用が不安定
- ②経済的自立が困難
- ③職業キャリアの形成が不十分
- ④セーフティネットが不十分
- ⑤ワークルールの適用が不十分、労働者の声が届きにくい

***若者中心に、非正規状態が長期化**

* 正規雇用にも長時間労働等の問題(ディーセント・ワークの点からの問題のほか、正規雇用への選択を狭めている)

施策の基本姿勢

- ◆労働者の希望に応じて、①期間の定めのない雇用、②直接雇用どのような働き方でも、③均等・均衡等公正な処遇の確保が雇用の在り方として重要
- ◆労働者の士気・能力向上により→企業の生産性の向上→日本経済社会全体の発展(好循環)
- ◆正規雇用の働き方も見直すことで、正規・非正規の連続性を確保
- ◆政労使の社会的合意の下社会全体で強力に取組を推進

施策の具体的方向性

①若者に雇用の場を確保

②正規雇用・無期雇用への転換促進

③中立的な税・社会保障制度の構築

④公正処遇の確保、不合理格差の解消

⑤均等・均衡待遇の効果的促進

⑥職業キャリアの形成の支援

⑦雇用のセーフティネット強化



- ・成長分野の雇用創出
- ・キャリア教育の一層推進、学校での働くことやルール、労働者の権利・義務等の意識付け・啓発
- ・新卒者支援体制の構築(学校・大学等との更なる連携等)
- ・若者(フリーター)の就職支援体制の強化(マンツーマンの支援等)
- ・求職者支援制度の活用、有期実習型訓練などジョブカード制度等の活用による職業能力形成支援
- ・企業の雇入れ支援強化(トライアル雇用等)
- ・ニート対策の強化(自宅訪問支援、学校との連携等)
- ・「若者雇用戦略」でも、こうした具体的方向性を踏まえ、労使、教育界、政府一体で対策を推進

4. 人材育成

現状と課題

- 持続可能な活力ある経済社会を構築するには求職者や非正規雇用の労働者を含め、一人一人が職業訓練等を通じて能力を高め、生産性を向上させることが不可欠。
- 社会経済環境の変化に対応するため、成長分野の職業訓練の強化が必要である。成長分野での職業訓練の実施やカリキュラムの作成が必要性を増している。
- さらに、東日本大震災の影響や経済社会のグローバル化、円高の影響による地域産業衰退や国内の雇用喪失の懸念が高まっている。
- 団塊の世代が現役を退く中で、熟練技能者の有する優れた技能の維持・継承が重要な課題。また、若者の企業内でのキャリア形成を促進させる必要がある。



(例)NC工作機械の技能訓練

具体的な取組

1. 人材ニーズを踏まえた公的職業訓練の実施

- 介護、医療、子育て、情報通信等の成長分野について、民間教育訓練機関等を活用した実践的な公的職業訓練を推進するとともに、訓練修了者への就職支援を強化。
- 環境・エネルギー分野など、今後新規に成長が期待される分野での
 - ① 事業主等への委託による実践的な職業能力を付与する職業訓練（成長分野人材育成プログラム）を推進
 - ② 事業主団体、大学等高等教育訓練機関と連携し、カリキュラムの開発等

2. 新事業展開地域人材育成支援事業の推進

- 地場産業が集積する地域の業界団体等が教育訓練機関と連携し、新たな事業展開を図る企業に対し、教育訓練カリキュラムの開発・教育訓練の実施等を行うことにより、地場産業を支える企業の人材育成支援を行う。

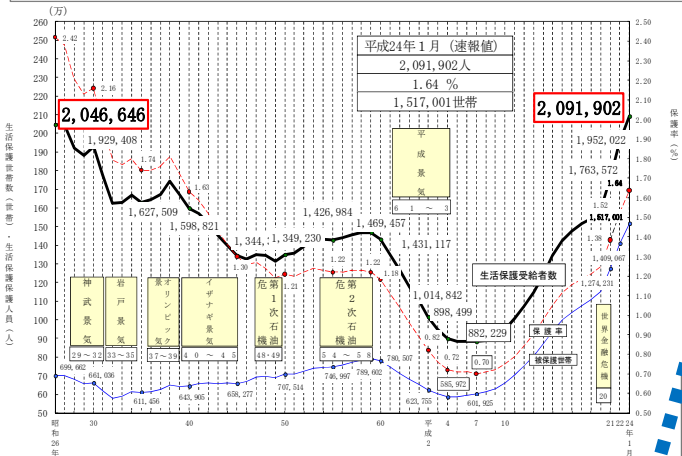
3. ものづくり立国の推進・キャリア形成の支援

- 技能の魅力や重要性を啓発し、ものづくり人材の確保・育成につなげていく観点から、①各種技能競技大会の充実、②熟練技能者による中小企業等の若手社員等への技能講習の実施、③卓越した技能を有する技能者への表彰等を行う。
- 企業内での労働者のキャリア形成を促進するため、事業主が労働者に対して職業訓練を実施する場合や労働者の自発的な職業能力開発を支援する場合に、必要な経費等の助成を行う。

5. 生活保護制度の現状と改革の方向性

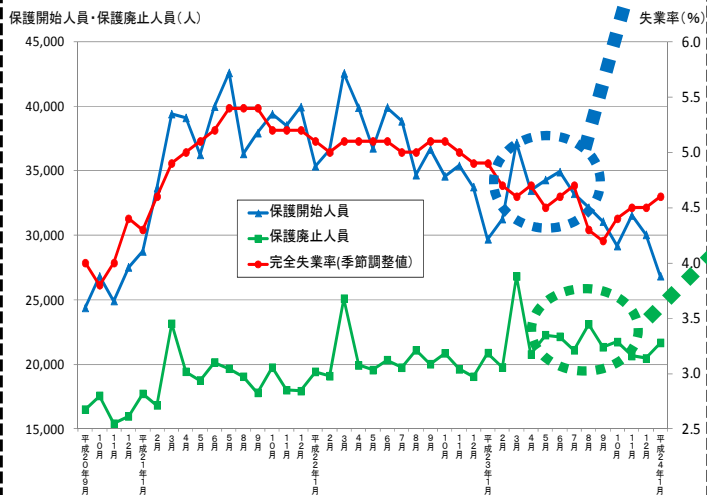
生活保護受給者数等の年次推移

平成23年7月に生活保護受給者数が過去最高を更新して以降毎月増加。



保護開始・廃止人員と失業率の推移

完全失業率の上昇とともに、保護開始人員数も増加している一方で、保護廃止人員は微増。



主な課題

1. 生活保護受給者は、①「流入」が増えている(主たる要因)一方で、②「脱却」が進んでいない(従たる要因)。

① 主たる要因: 「生保への流入」が増えている

<稼働層> 雇用が減少するとともに、失業者や非正規雇用の労働者が増加する中で、ストレートに生活保護に陥りやすいケースが増加している。

- ・年収200万円未満の給与所得者の割合: 17.4%(H10)→22.9%(H22)
- ・非正規雇用の労働者の割合: 26.0%(H12)→35.2%(H23)

<高齢層> 高齢化と単身世帯の増加に伴い、低所得高齢者が生活保護に陥るケースが増加している。

- ・60歳以上の生活保護受給者 約86.9万人(51.9%)
- ・生活保護の高齢者世帯のうち単身世帯が約9割

② 従たる要因: 「生保からの脱却」が進んでいない

<主な指摘>

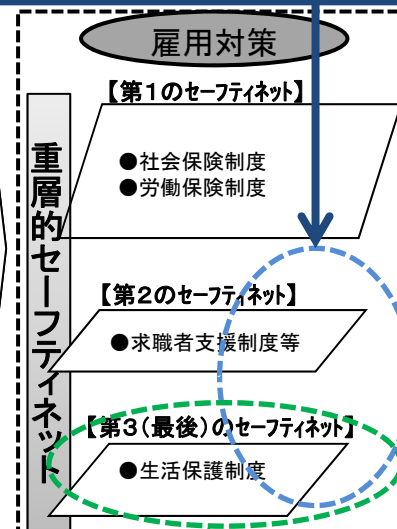
- 制度面で、生保受給者が就労や自立しようとするインセンティブが働いていないのではないか。
 - ・生活保護の基準額を見直すべきではないか。
 - ・就労収入に応じて生活保護受給額が減らされるのでは、就労しようとする意欲が損なわれるのではないか。
- 生活保護受給者の就労や自立を支援する態勢・取組が不十分ではないか。

- ・ケースワーカー1人当たりの生活保護世帯数: 78世帯(H12)→96世帯(H21)
- ※ケースワーカーの標準配置数(社会福祉法第16条)
市部福祉事務所 1:80 郡部福祉事務所 1:65
- ・ケースワーカーの充足率: 全国 94.2% 指定都市84.6%(H21)

一体改革大綱における方向性

【生活困窮者対策の構築】

○セーフティネットの更なる機能強化により、生活保護への流入を防ぐ



【生活保護制度の見直し】

○生活保護からの脱却に向けた支援の強化や適正受給の推進の観点から制度を見直す

○あわせて、当面取り組むべき施策を実施

『生活支援戦略(仮称)』の推進について—分厚い中間層の構築に向けて—

生活困窮者支援体系のポイント

■ 国民一人ひとりが社会に参加し、潜在能力を発揮するための「社会的包摂」を進めるとともに、生活保護を受けることなく、自立することが可能となるよう、就労・生活支援を実施

①生活困窮・孤立者の早期把握

生活困窮・孤立者を早期に把握し、必要な支援につなぐため、地域のネットワークの構築や、民間事業者・公的機関と地方自治体との連携強化、総合相談体制の強化等を図る。

②ステージに応じた伴走型支援の実施

個々の生活困窮者のニーズやステージに応じて、パーソナルサポートの観点から、生活・就労支援員、民生委員、ピアサポーター等がチームとなり、対象者に寄り添いながら、計画的・きめ細かな支援を実施。

③民間との協働による支援

これまでの公的機関による支援だけでなく、NPOや社会福祉法人などの民間機関との協働により、就労・生活支援事業を展開。

④多様な就労機会の確保

社会的な自立に向けた支援付きの『中間的就労』や、NPO・社会福祉法人等の『社会的企業』による就労の確保、中小企業や農業分野などの『協力企業・事業体』の拡大を通じて多様な就労機会を創出。

⑤債務整理や家計の再建を支援

生活困窮者に対して債務整理や家計再建に向けた指導、自立後の生活設計指導を行うとともに、家計再建のための貸付を実施。

⑥安定した居住の場の確保

離職等により安定的な住まいを失った生活困窮者が、社会的な自立に向けた活動を行う上での生活の基盤となる住居を確保。

⑦中高生に対する支援の強化

中学・高校の生活保護家庭の子どもや高校中退・不登校者に対して、教育関係機関と連携しながら、養育相談や学習支援を実施。

「早期把握、早期支援、早期脱却」の推進

生活困窮者・生保受給者に対する早期把握や早期支援を実施し、早期の就労・自立に結びつける。

「新しい公共」の推進

NPO等の民間機関が、生活困窮者に対する支援事業を積極的に展開する。

「貸付」と「居住の確保」によるセーフティ・ネットの構築

離職等による生活困窮者に対する「貸付」と「居住の確保」により、生保に陥らないようにする。

「貧困の連鎖」の防止

子どもが教育を受ける段階からの支援により、貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」を断ち切る。

※ ハローワークと一体となった就労支援の一層の強化策については、別途検討中

「生活支援戦略」(仮称)の策定

■ 生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて総合的に取り組むための7ヶ年(平成25~31年度)の『生活支援戦略』(仮称)を策定する。(日本再生戦略の策定に併せて検討を進め24年秋目途に策定)

(※)上記戦略については、一体改革に盛り込まれた各種の低所得者対策の具体的な措置内容やその効果、消費税の逆進性対策としての再分配に関する総合的な施策(総合合算制度、給付付き税額控除等)の検討状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

①生活困窮者支援体制の計画的な整備

生活困窮者への支援体制の底上げ・強化を図るため、体制整備を計画的に進めるための国の中期プランを策定。

②生活困窮者支援体系の整備(法制化も含む)

生活困窮者への支援を安定的に実施していくため、法制化することも含め、支援体系を整備することが必要。その際、パーソナル・サポート・サービスの制度化の検討や、NPOや社会福祉法人等の民間機関との協働を進める。

③生活保護制度の見直しの実施

自立の助長をより一層図るとともに、国・地方自治体の調査権限の強化などの不正受給対策を徹底する観点から、生活保護法改正も含めて検討する。

(※)先行的に行った、国と地方自治体との間での協議を踏まえ、実施可能なものから先行実施。

生活保護制度の見直し

- 「生活保護制度に関する国と地方の協議」において、生活保護制度の見直しを検討
・23年12月に「中間とりまとめ」→ 今後、「当面取り組むべき施策」を実施するとともに、「制度の見直し」を協議検討

<当面の対応>

1. 生活保護給付の適正化

医療扶助の適正化

①電子レセプトを活用した重点的な点検指導

- 生活保護受給者の患者が極めて多い医療機関、向精神薬の重複処方的事案などを効率的に抽出する機能を付与
- 指導等の対象となりうる医療機関等を選定する基準を策定

②セカンド・オピニオン制度の推進

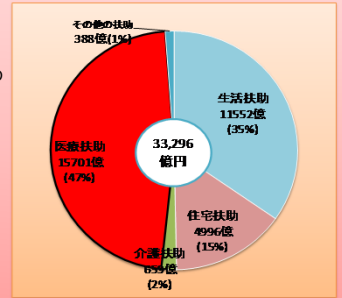
- 複数医療機関による適正な検診結果の確保（検診命令の活用）

③後発医薬品の使用促進

- 「医療扶助相談・指導員」を配置

平成22年度生活保護負担金(事業費ベース)の扶助別内訳

全体の約半分は医療扶助が占めている。



制度運用の適正化

①資産調査の強化

- 「本店一括照会方式」の活用による金融機関への資産調査を強化

②「不正告発」の目安の提示

- 不正事案に関する告発の目安を提示

③保護申請時の暴力団排除の徹底

- 保護申請時に暴力団員でないことの申告を求める

2. 就労・自立支援の強化

①期間を設定した「早期の集中的な」就労・自立支援

- 保護開始直後から、期間を定めて集中的に就労支援を行う方針を国が策定

②就労・自立支援プログラム等の拡充や体制整備

- 「福祉から就労」支援事業等の就労・自立支援プログラムの拡充、このための就労支援員(1,732名→2,200名)、就職支援ナビゲーター(700名→1,000名)の増員

③自立支援プログラムへの参加や求職者支援制度の利用

- 稼働能力のある人の自立支援プログラムへの参加を促す措置の導入、必要と認められた人の求職者支援制度の利用

④高齢者等の社会貢献活動・就労体験の拠点整備

⑤ケースワーク業務の外部委託の推進

- 地方自治体のケースワーク業務の外部委託の促進

制度の見直し

<主な制度の見直しの方向性>

1. 生活保護基準の検証・見直し

- 生活保護基準について、一般低所得世帯の消費実態との比較検証（全国消費実態調査等に基づく調査分析）

2. 指導等の強化

① 調査・指導権限の強化

- 地方自治体の調査権限の拡大（就労活動等に関する事項の調査）
- 医療機関に対する国による直接指導権限の導入
- 医療機関に対する指導に係る調査等の民間委託の導入

② 医療機関の指定等の見直し

③ 罰則の強化

- 罰則（現行：3年以下の懲役または30万円の罰金）の引上げ

3. 「脱却インセンティブ」の強化

① 「生活保護基準体系」の見直し

- 就労・社会的自立・健康管理を促進する観点から基準体系を見直し

② 「就労収入積立制度(仮称)」の導入

- 就労収入の一部を積み立て、生活保護脱却時に一括還付する制度の導入

③ 家計・生活指導の強化

- 自立に向けた家計・生活面の見直し指導を強化

④ 生活保護脱却後のフォローアップ強化

- 生活保護脱却後のフォローアップも含めた伴走型支援

4. ハローワークと一体となった就労支援の一層の強化

- 「福祉から就労」支援事業の抜本強化

※医療扶助の一部自己負担については、以下の理由から慎重な検討が必要。

- ① 必要な受診を抑制してしまうおそれ
- ② 生活保護受給者が医療費を立て替える資力があると考えられることは、最低生活を保障する制度の趣旨になじまない
- ③ 生活保護受給者への償還払いを行う場合であっても、福祉事務所の事務負担が増加